

暮らしのお知らせ

★は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度について

国民年金

てください。)

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来年の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

■免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合により保険料の納付が額免除または一部免除になります。（一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付し減額されたります。）

- 将来期間：翌年6月（1ヶ月～6月に申請したときは、その年の6月）
- 過去期間：申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。

■申請書の提出先

この申請書の提出先は、住所地の市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。

■お問い合わせねんきんダイヤル

0570-05-1165
日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。（敬称略）
6月16日～7月15日受領分

下川町に
社会福祉事業として
松井 進（神奈川県）
須藤喜久男（札幌市）
高橋 一之（班溪）

森づくり寄付金として
アルスマエヤ株式会社（札幌市）
高橋 一之（班溪）

あけぼの園に
北北海道たばこ販売協同組合
名寄支部女性部（名寄市）

社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
藤井 靖子（亡子）
高橋 一之（亡父）
遠藤エツコ（亡夫）
松井カツエ（亡夫）

■納付猶予申請

50歳未満の方（学生を除く）で、本人、配偶者の（別居中の配偶者を含む）申請年度の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

■免除等の申請が可能な期間

過去期間：申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。

■添付書類

失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど）添付してください。

※過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

旭川年金事務所
年金の加入手続き、納入
相談など
☎ 0166-27-1611
年金相談の予約など
☎ 0166-72-5004

税務住民課年金担当
内線 4-251103
4-251107

運転免許証更新時講習 (8月8日(木)から9月9日(月)まで)

名寄文化センター会場

- 違反運転者講習（2時間）
8月8日(木)午後2時
9月2日(月)午後7時
- 初回更新者講習（2時間）
9月9日(月)午後2時
- 一般運転者講習（1時間）
8月8日(木)午後5時30分
8月15日(木)午後2時
9月9日(月)午後5時30分
- 優良運転者講習（30分）
8月8日(木)午後7時
8月15日(木)午後1時
9月2日(月)午後6時

下川交通防犯センター会場

- 優良運転者講習（30分）
9月5日(木)午後1時

